

「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和4年法律第63号）の一部及び  
「放送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和5年総務省令第38号）の施行  
について（お知らせ）

電波法（昭和25年法律第131号）に係る外資規制の実効性を確保するため、令和5年4月20日、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和4年法律第63号）の一部の規定及び「放送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和5年総務省令第38号）が施行されました。

施行の時点（令和5年4月20日時点）で外資規制対象無線局の免許を既にお持ちの方は、施行日から起算して6月以内（同年10月19日まで）の届出の義務が生じます。また、当該届出を行った後、新規に予備免許又は外資規制対象無線局の免許を受けた後、開設計画の認定を受けた後に、代表者の氏名又は名称、外国人等に占められる役員の割合、外国人等直接保有議決権割合など、外資規制に関連する事項に変更があったときは、電波法第9条第5項、第17条第2項、第27条の15第5項等に基づき変更の届出を行っていただく必要があります。

その他、外資規制対象無線局に限らず、今後、新規の免許申請や再免許申請の際に提出いただく様式に変更等がありますので、ご注意ください。

主なQ&Aを掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/index.htm>

ご不明点については、各総合通信局等の申請窓口にご確認ください